



豊島産業廃棄物不法投棄問題 について

グループ4

上山・大石・河田・堀川

産業廃棄物とは

- 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物
- 一般廃棄物処理の場合、自区内処理という原則があるのに対して、産業廃棄物の処理は全国どこでもよいということになっている

豊島とは

- 香川県、瀬戸内海の東部、小豆島の西
3.7kmの海上にある
- 人口1600人
- 乳児院
- 特別養護老人ホーム
- 精神薄弱者更正施設
- 『福祉の島』

豊島問題の概要について

- 昭和50年12月、豊島の豊島総合観光開発(以下、豊島観光)から県に対して、有害な産業廃棄物等を取り扱う産業廃棄物処理業の許可の申し出があった
- その後、豊島観光は、昭和50年代後半から平成2年にかけて、シュレッダーダスト(廃プラスチック類等)等の産業廃棄物を収集し、同社が管理する事業場に大量に搬入して、野焼きなどを続けるようになった
- 平成2年11月、兵庫県警が、廃棄物処理法違反の容疑で強制捜査を行い、豊島観光及び経営者は、平成3年7月、神戸地方裁判所姫路支部において、豊島開発が罰金50万円、経営者が懲役10月(執行猶予5年)の判決を受けた

豊島での実状

- 操業開始と同時に、事業所は許可外の産業廃棄物の処理や野焼きを行った
- 最盛期には関西圏の廃車シュレッダーダストの3分の2が豊島に搬入されていたと考えられる
- 兵庫県警による不法投棄の摘発までの約12年間で不法埋め立て量は事業者の処理能力の30年～100年分に達していた

被害について

- 不法投棄された廃棄物約47万m³
- 不法投棄によって汚染された土壌約9万m³
- 廃棄物の総量は50万トン
 - 鉛、水銀、ヒ素など有害物質26種類が検出
- 基準値を上回るダイオキシン
- 土壌・地下水を汚染

豊島問題に関わる参加者

- 『香川県(知事)』
- 『豊島観光』
- 『住民』
- 『阪神大都市圏の企業』

暴力と不安

豊島観光

住民の不安

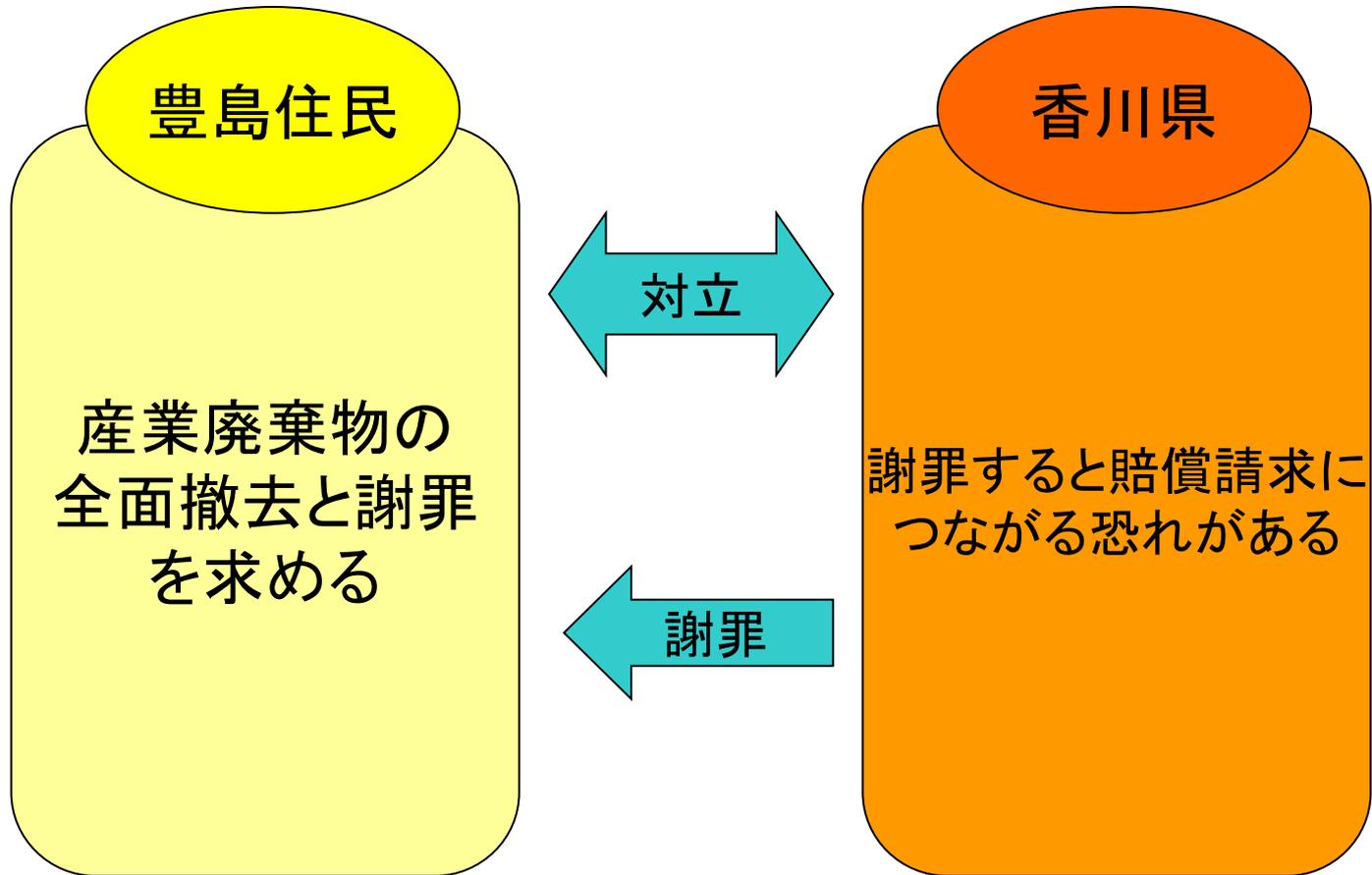
香川県

処理業者

問題点

- 1975年に豊島観光が有害産業廃棄物処理場建設の許可申請を行ったとき、『豊島の有権者ほぼ全員』の反対署名が集まり、それを県に提出した
- 豊島観光は、住民や担当公務員への暴行、脅迫を行い、反対運動を阻止した
- 当時の香川県知事は豊島に訪れ、豊島観光の正当性を訴えたうえに、県議会が住民の中止要請を受け入れたにもかかわらず、県知事は建設許可の方針を貫徹した
- その後、住民と事業者の裁判の和解により、事業内容は『ミミズの養殖』に変更されたが、豊島観光は徐々に無許可のまま有害廃棄物の取り扱いを始めた

豊島住民と香川県の対立



不法投棄が継続した原因

- 日本において、産業廃棄物の処理は排出者の責任、つまりその廃棄物を作り出した者が自分で処理する(不可能に近い)
 - 排出者は処理を専門に行う処理業者に処理を委託する
- 当然、排出業者は、安価に処理してくれる処理業者に廃棄物を委託することになる
 - 豊島事件の場合、事業者は1トン当たり実質1700円という格安な値段で廃棄物処理を行った

豊島問題から見えてくるもの

- 現在の制度では、産業廃棄物の処理は『全国どこでもよい』ということになっている
 - したがって、日本の産業廃棄物処理場のほとんどは過疎化の進んだ農山村に押し付けられている
 - つまり、都市地域は生産と消費のメリットのみを享受し、過疎地域の『弱者』が廃棄物汚染の被害を被るという社会構造が成り立っている

その後は

- 産業廃棄物の無害化、中間処理を島内でおこなう
- 直島で処理
- 処理費用のほとんどを公費で賄う
- 溶融炉の導入
- 2012年度までに処理を終える予定
 - 現在も処理は行われている

まとめ

- 日本の企業や工場から出る産業廃棄物は年間、約4億トンといわれ、年々増えつつづけているという
 - これは、豊島へ12年間かけて持ち込まれ放置されている廃棄物の約千倍の量に相当する
- 増加傾向にある廃棄物は行政の力で抑制できるものではないので、まずは、私たちが廃棄物問題の現状を知り、意識を高めることが必要であり、行政も義務を全うする必要がある



おちまい。

豊島廃棄物等対策事業の概念図

